

※必ず一番最初にお読みください※

令和8年4月からの保育所等の入所利用を申請される皆様へ

# 郵送・オンライン申請のお願い

毎年4月からの保育所等の利用申込みにおいては、窓口での待ち時間が1～2時間になることが予想されます。中原区では窓口混雑緩和のため、令和8年4月入所の保育所等の申請について、原則、郵送またはオンラインでの受付としておりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## ※令和7年12月～令和8年3月の申請をご希望の方

令和8年4月の申請と同時申請が可能です。

令和7年12月～令和8年3月の申請書と、令和8年4月の申請書を同封の上、  
下記の申請受付期間中に郵送またはオンラインでご提出ください。

### 《申請受付期間》

#### 【一次利用調整】

(オンライン) 令和7年10月11日(土)～令和7年10月24日(金) 17:00

※オンライン申請の手順につきましては、【令和8年度 保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内  
2ページ】をご確認ください。

(郵送) 令和7年10月14日(火)～令和7年10月24日(金)【消印有効】

(窓口) 令和7年10月14日(火)～令和7年11月5日(水) ※平日のみ

#### 【二次利用調整】

(オンライン) 令和7年11月6日(木)～令和8年1月21日(水) 17:00

(郵送) 令和7年11月6日(木)～令和8年1月21日(水)【消印有効】

(窓口) 令和7年11月6日(木)～令和8年1月30日(金) ※平日のみ

※二次利用調整は、一次利用調整での内定辞退や定員割れ等により、保育所等の  
受入枠に空きが生じた場合に行います。

### 《送付先》…同封の宛名ラベルをご利用ください

#### 【一次利用調整】

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局保育対策課気付 事務処理センター

#### 【二次利用調整】(その他不足書類提出等)

〒211-8570 川崎市中原区小杉町3丁目245番地

中原区役所地域みまもり支援センター児童家庭課

## ◆郵送における注意事項

- ① 郵便料金に不足がないよう、よく確認の上、余裕を持って早めに発送してください。**また、郵便事故については責任を負いかねますので、追跡可能な郵便サービスの利用をお勧めします。**なお、電話による書類の到着確認のお問合せには対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ② 申請受理や書類不備等のお知らせのため、**ご自分の住所・氏名を記入し、110円切手を貼った返信用封筒(長形3号)を忘れずに同封**して下さい。
- ③ 書類の不備(不足を含む)や追加がある場合には、電話や郵送でお知らせします。不足の追加や修正した書類は、**締切日【令和7年11月5日(水)必着】**までに提出していただく必要があります。締切日を過ぎた場合、利用調整にかけられない、または不利になることがありますのでご注意ください。

## ◆オンラインにおける注意事項

- ① Excel、Word形式のデータもアップロード可能ですが、互換性により区役所等でデータが正しく表示されない場合があるため、**PDFに変換してください。**スマートフォンのカメラで撮影した画像(jpeg、jpgなど)のアップロードも可能ですが、**写真撮影したものを添付する際は、光の反射、紙の折り目、撮影角度、ピント等にご注意ください。**鮮明で十分な大きさがあり、目視により内容が確認しやすいこと、データにパスワード設定がされていないことを必ずご確認ください。
- ② 添付データ容量の上限は、合計9MB程度です。容量を超える場合は、オンライン申請では対応できないため、郵送もしくは窓口にて申請してください。

## ◆申請書類における注意事項

- ① 必要書類の用意や記入にあたっては、**必ず「利用案内」、「提出書類チェック票」、「マイナンバー・本人確認書類貼付台紙」等でご確認下さい。**
- ② **希望園は、受入月齢に達しているか**を確認し、園名は省略せずに記入して下さい。
- ③ 保育を必要とする事由の認定には、お子さんの父及び母の両方の書類が必要です。特に、就労証明書について、就労先から受領した際は、必ず証明書の内容(記入漏れ・内容の相違等)をご確認の上、提出して下さい。提出された書類の内容で利用調整を行います。また、証明書の記載内容を就労先に照会する場合があります。
- ④ ご家庭の状況やお子さんの健康状況等を、電話等で確認させていただく場合があります。

- ⑤ **提出された書類はお返しできません。提出後はコピーを取ることもできません。**  
**ハローワークやお勤め先で育児休業給付金の支給期間延長手続きをする際に、「保育所等利用(変更)申込書兼児童台帳」の写し(両面)が必要となります(区役所の受付印は不要です。)**。申請前にご自身でコピーを取るなどのご対応をお願いします。

原則、郵送またはオンラインでの申請をお願いしていますが、窓口でも受付は可能です。来庁される場合は、混雑を避けるためお早めにお越しください(ホームページの窓口混雑カレンダーも参考にしてください)。

中原区役所地域みまもり支援センター児童家庭課  
受付時間：平日 8:30～12:00、13:00～17:00  
電話：044-744-3263